

第1回 羽島市新庁舎建設委員会

日時 平成30年2月23日(金)

13時30分～

場所 本庁舎4階 委員会室

次 第

1 開会・あいさつ

2 議題

- (1) 委員委嘱

- (2) 委員長、副委員長の選任

- (3) これまでの経緯について

- (4) 今後の予定について

3 閉会

I これまでの経緯について

昨年計5回にわたって、開催された羽島市庁舎検討委員会での内容について振り返りを行います。

	日時	内容
第1回	H29.2.3(金)	<p>○庁舎内外を視察し、現状の施設の劣化状況を確認した。</p> <p>○耐震性調査結果(コンクリート強度、コンクリートの中酸化、耐震性(Is値)、地盤調査)により、現庁舎の耐震性に問題があることを確認した。</p>
第2回	H29.3.22(水)	<p>○現庁舎の課題・問題点を整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性調査から見える課題・問題点 ・施設運営から見える課題・問題点 <p>○現庁舎を耐震改修して継続利用する場合の6つの工法について議論した。費用額や技術的部分を含め、耐震改修工事を行うことは様々な制約や課題がある事を確認した。</p>
第3回	H29.5.9(火)	<p>○現庁舎を庁舎として継続利用せず、新庁舎を建設する場合の4つの工法(現敷地内での新庁舎建設、移転新築、仮設庁舎対応、民間施設の活用)について議論した。</p> <p>○「市町村役場機能緊急保全事業」により有利な起債を受けるには、平成32年度までに工事に着手しなければならないことを確認した。</p>
第4回	H29.7.5(水)	<p>○現庁舎を耐震改修し、市役所として継続利用する場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現庁舎の課題、問題点の全面的な解決にはならない。 ・外壁の一部にも補強が入り、外観を維持することが不可能である。 ・内部改修や附帯工事を含め莫大な費用を費やしても、また10数年後には同様の問題が議論される可能性が高い。 <p>等の理由から、現庁舎を耐震改修し、市役所として継続利用することは適切ではないと判断した。</p> <p>○新庁舎建設については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有利な起債の条件に合致する。 ・新たな用地取得を必要としない。 ・庁舎の分散化、ユニバーサルデザイン等の既存の問題を解消できる。 <p>等の理由から、現在敷地内での新庁舎建設案が最良と判断した。</p>

第5回	H29.7.28(金)	<p>○前4回の審議において議論した内容を踏まえ新庁舎建設の検討について、最終的な意見交換を行い庁舎検討委員会としてのとりまとめを行った。</p> <p>その結果として、</p> <p>現本庁舎を庁舎として使用せず、「現敷地内に新庁舎を建設する」ことが最良であるとの答申が提出された。</p>
-----	-------------	--

II 市民との意見交換等について

平成29年10月3日～26日 タウンミーティング 「公共施設のあり方」

- ・市内11箇所のコミュニティセンターにおいて 経緯説明及び意見聴取
新庁舎建設について肯定的な意見多数

平成29年10月2日～ 市民アンケート調査実施

- ・市内18歳以上の無作為抽出による1,000名に対し、アンケート調査を実施
回答率53.8% 現敷地内において新庁舎建設に関する設問について71.7%の賛成

III 事務の進捗状況

平成29年11月 現敷地内に新庁舎建設の方針を決定

平成29年12月 議会において予算措置及び関連条例制定

同月 新庁舎建設工事設計業務委託プロポーザル 告示

平成30年2月12日 プロポーザル実施

平成30年2月19日 受託優先交渉権者 発表 (株)佐藤総合計画 中部事務所

IV 今後の予定について

平成30年 3月 羽島市新庁舎建設設計業務委託の業者と契約締結

平成30年 6月 基本構想・基本計画業務策定

平成30年11月 基本設計業務策定

平成31年 7月 実施設計業務策定

平成31年9月議会 建設工事の議会承認

平成31年10月 建設工事業者と契約締結

平成33年3月 竣工

羽島市新庁舎建設に関する基本的な考え方

新庁舎は、現在地で建設します

○ 新庁舎建設の経緯

新庁舎の建設位置については、庁舎検討委員会の答申結果や庁舎建設に関するアンケート結果を尊重するとともに、公共施設総合管理計画や財源等を勘案し、現在地を新庁舎の建設位置として決定しました。

○ 現庁舎の敷地条件

敷地名称	所在地	所有者	敷地面積(m ²)	備考
市庁舎敷地	羽島市竹鼻町 55 番地	羽島市	21,774.3 m ²	用途地域：第二種住居地域 建ぺい率：60% 容積率：200%

新庁舎は、4つの基本方針で建設します

基本方針

- 1 安心・安全な庁舎
防災拠点として機能できる災害に強い庁舎をめざします。
- 2 利用しやすい庁舎
誰もが利用しやすく、働きやすい庁舎をめざします。
- 3 環境にやさしい庁舎
環境にやさしく、環境について学べる庁舎をめざします。
- 4 効率的・機能的な庁舎
ライフサイクルコストの管理や維持管理を適正化できる庁舎をめざします。

現庁舎は、このような問題があります

新庁舎建設の必要性

○ 安心・安全性がない

- ・耐震性の不足
- ・非常時の設備不足
- ・防犯性能の欠如
- ・液状化の恐れ

○ 使いにくい

- ・分散化
- ・執務室・会議室の不足
- ・エレベーター等の未設置

○ 環境配慮がない

- ・自然エネルギー活用や省エネ化による環境負荷低減への未対応

○ 維持管理の不経済性

- ・建物、設備の再整備
- ・施設毎の維持管理の集約

新庁舎には、7つの機能が必要と考えます

主 な 機 能

○ 防災機能

・既存の情報・防災庁舎とともに防災拠点としての機能（自家発電システムや貯水槽等）を有した庁舎とします。

○ 窓口機能

・市民誰もが安心して利用できるユニバーサルデザインを取り入れた庁舎を整備します。

・市民にとって行政サービスが気持ち良く速やかに受けられる総合窓口を備えます。

○ 執務機能

・適切な広さの執務室、会議室等を確保し、業務の効率化を図ります。

・高度な住民サービスが提供できるよう、IT技術を取り入れた行政システムを採用します。

○ 議会機能

・ロビーなどで議会や委員会の様子をモニター中継したり、インターネット配信したりするなど市民が気軽に傍聴できる方法を検討します。

○ アーカイブ（古文書、公文書収蔵スペース）機能

・公文書の管理システムを構築し、文書のスリム化を図るとともに、保存文書の検索が容易にできる施設とします。

○ 駐車場機能

・十分な駐車台数を確保した駐車場を整備します。

○ その他機能

・市民が憩い、集えるパブリックスペース

・キッズスペース

・地域の歴史・文化、地域資源やまちづくりの方向などをPRできるスペース

・生活利便施設（銀行ATM、売店等）

新庁舎の建設規模は、延床面積約 10,000 m²を予定しています

○ 新庁舎の規模

総務省の起債許可標準面積積算基準を基に、平成 29 年 4 月 1 日時点における庁舎内職員数 375 人（嘱託職員等含む）及び市議会議員定数条例による議員定数 18 人によって算定した面積は、下表のとおりです。

【事務室等の算定面積】

	内 容	算出面積 (m ²)
ア 事務室	区分毎の職員数×係数×基準面積	3856.50 m ²
イ 倉 庫	アの面積 3856.5 m ² ×13.0%	501.34 m ²
ウ 会議室等	職員数 375 人×7.0 m ²	2625.00 m ²
エ 玄関等	ア～ウの面積 6982.84 m ² ×40%	2793.13 m ²
オ 議会関係	議員定数 18 人×35.0 m ²	630.00 m ²
	合 計	10405.97 m ²

また、市町村役場機能緊急保全事業の起債対象経費において示されている標準面積（※）で積算すると、11,296 m²となるため、本市においては、約 10,000 m²で考えています。

（※）標準面積…入居職員数×35.3 m²

○ 駐車場の規模

駐車場規模の検討にあたっては、現在の駐車場の利用状況、同規模の自治体の事例による推定や文献などにより、敷地内に必要な駐車台数を算定しました。

	来庁者用	公用車用	合計
必要駐車台数	150 台	100 台	250 台

※職員駐車場については、設計上確保できる台数は敷地内で確保し、不足が出た場合は敷地周辺の民間駐車場の活用等を検討していく。

○ 新庁舎建設の概算工事費と財源

概算工事費として 40～50 億円程度を想定しています。また、財源として庁舎建設基金等の活用とともに、市町村役場機能緊急保全事業の活用を予定しています。

○ 新庁舎建設事業のスケジュール

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
基本構想・基本計画	●————●			
基本設計		●————●		
実施設計			●————●	
建設工事				●————●

平成30年2月19日

羽島市長 松井 聡 様

羽島市新庁舎建設工事設計業務委託
プロポーザル審査委員会
委員長 内田 裕市

羽島市新庁舎建設工事設計業務委託プロポーザルの 審査結果及び審査講評について

平成30年2月12日に羽島市新庁舎建設工事設計業務委託プロポーザル審査委員会を開催し、受託優先交渉権者を選定しましたので、審査結果及び審査講評について下記のとおり報告します。

1 審査及び結果

(1) 羽島市新庁舎建設工事設計業務委託プロポーザル審査委員会

設計者の最終選定は、学識経験者及び行政関係者で構成する羽島市新庁舎建設工事設計業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行いました。

【羽島市新庁舎建設工事設計業務委託プロポーザル審査委員会名簿】（敬称略・順不同）

氏名	所属・役職	備考
内田 裕市	岐阜大学工学部社会基盤工学科教授	委員長
倉内 文孝	岐阜大学工学部社会基盤工学科教授	
犬飼 利嗣	岐阜工業高等専門学校建築学科教授	
花村 孝行	税理士	
成原 嘉彦	羽島市副市長	
河出 弘行	羽島市顧問	
八田 雅昭	羽島市建設部長	

(2) 審査

平成29年12月4日に告示しました公募型プロポーザル方式による羽島市新庁舎建設工事設計業務委託について参加意向申出書類提出期限（平成29年12月20日）までに、代表企業8者から参加意向申出書の提出があり、代表企業の第一次審査を書類審査にて実施しました。

代表企業の審査では、事務局により評価項目について採点し、第二次審査対象者として5者を選定しました。

市内企業につきましては、参加意向申出書類提出期限（平成29年12月20日）までに、市内企業6者すべてから参加意向申出書が提出されました。

次に、平成30年2月12日に第二次審査として、羽島市役所本庁舎第一会議室において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、第二次審査対象者の5者から提出された企画提案書についての説明及び審査委員会委員による質疑を行いました。

その後、厳正、公平かつ慎重に評価を行い、見積額の客観評価を加えた評価点数の合計の高い者から受託優先交渉権者1者、次点者1者を選定しました。

(3) 審査結果

代表企業

優先交渉権者 株式会社 佐藤総合計画 中部事務所

次点者 株式会社 山下設計 中部支社

【代表企業 第二次審査評価】

評価項目		優先交渉権者	次点者	代表企業-3	代表企業-4	代表企業-5
特定項目に対する企画提案	I. 業務の取組姿勢及び実施体制について	81	75	69	72	66
	II. 市民意見の聴取方法について	78	72	69	72	60
	III. 総合窓口のあり方、執務空間のあり方について	104	100	88	96	80
	IV. 現敷地内での新庁舎の建設方針について	108	96	88	96	68
	V. 環境負荷低減及び建築コスト削減等に配慮した建築計画のについて	92	96	100	100	84
見積額		42	42	42	28	42
合計		505	481	456	464	400

2 審査講評

代表企業

各者の企画提案内容は、敷地や完成年度をはじめとした課題を抱え、極めて短い期間にも関わらず、本プロポーザルに真摯に取り組まれたことが十分に感じられ、これまでに培ってきた経験や技術力が十分に発揮された内容であったと思います。

優先交渉権者につきましては、それぞれの課題を的確に把握し提案していること、斬新かつ地域特性を生かした内容を明瞭で分かりやすくプレゼンテーションがなされたこと、審査委員の質疑に対する応答力が高かったことなどにより、優先交渉権者としてふさわしい評価となりました。

新庁舎の外観イメージはデザイン性が高く、形状もこの地域特有の気候条件など周辺環境等へも配慮した形となっており、現況の状況も勘案しながら憩いの場となる場所の創設も含め、現敷地内の特性を最大限に生かした提案となっています。また、隣接する既存の情報・防災庁舎との連携についても十分な検討がされており、連絡通路で繋ぐなど具体的な内容が評価されました。羽島市の過去の水害の歴史についても配慮がなされ、高い地盤面に建設を計画し、冠水被害を受けにくい安全な庁舎とされていました。

また、市民が来庁する際も、全体が大きく見渡せる入り口で、窓口の集約化（総合窓口）も視野に、利用者の快適性を高めるなど、空間の使い方など細部にわたって配慮されていました。

近い将来に発生することが予測されている東海・東南海地震を見据え、浸水対策を行った免震基礎構造を採用し、主要構造には鉄骨造を採用し、様々な合理化案を駆使しながらコストの縮減を図る内容についても良く考えられていました。

太陽光・地下水など羽島の自然環境を生かしたエコオフィスへの取り組みも評価されました。

今後は、優先交渉権者の持つ技術や経験を十分に生かし、市内企業と共に、高い安全性と利便性の高い新庁舎を実現する設計に取り組んでもらいたいと考えます。

3 おわりに

本プロポーザルにご参加いただきました関係者の皆様におかれましては、貴重な時間を費やし、真摯に取り組んでいただきましたことに心から敬意を表します。

国の事業に併せて、平成32年度までに完成することになっており、決められた事業期間内で事務を円滑に進める必要があります。

今後は、代表企業優先交渉権者と代表企業優先交渉権者が選定した市内企業による設計共同企業体が結成され、新庁舎の設計を進めることとなります。提案された技術提案を基に、市民の皆様にも愛される羽島市新庁舎が整備されますことを祈念いたします。